福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画について(概要)

概要

福島第二原子力発電所の1・2・4号機は,平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震後の津波の影響により,原子力災害対策特別措置法(以下,「原災法」という)の規定に基づ〈該当事象が発生し,原子力緊急事態宣言が発出されました。

当社は、緊急事態応急対策を実施することで、冷温停止の維持・安定化に向け同対策の完了に努めてまいりました。同対策につきましては、平成23年11月11日(11月30日補正)に原子力安全・保安院(以下、「NISA」という)へ報告しております。

その後,平成23年12月26日に緊急事態解除宣言が出され,原災法に基づ〈原子力災害事後対策へ移行することとなり,このたび,同対策をすすめるにあたり,原子力事業者防災業務計画に基づき復旧計画を策定いたしました。

本計画は,原災法27条に基づく要求事項を受け,冷温停止維持をより一層確実に実施する観点から,復旧対象設備を抽出し,作業実施における管理体制や実施内容を明確にするものです。

1,復旧計画の基本方針

「冷温停止維持をより一層確実に実施する」観点から以下を基本方針とします。 「冷温停止の維持に必要な設備」及び「保安規定遵守に係わる設備」について 本設設備へ復旧します。

(凡例) :完了予定時期

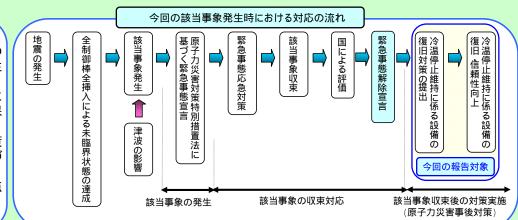
福島第二原子力発電所		平成23年度	平成24年度	
		下期	上期	下期
「冷温停止維持をより一層確実にする」ための本設設備への復旧・	1号機			
	2号機			
			_	
	3号機		1	
	4号機	_		
	אורד ד			

・冷温停止の維持に必要な設備: 残留熱除去系,原子炉冷却材浄化系および系統に付随する 補助系の電源設備と,非常用ディーゼル発電設備,非常用電源系,直流電源系

・保安規定遵守に係わる設備:地震計,非常用ガス処理系の電源設備,放水口モニタ

2,復旧計画の管理体制

復旧計画の実施にあたっては,防災組織に基づ〈体制により,計画管理の徹底,仮設設備の健全性維持,さらには,作業員への安全管理,放射線管理の徹底を図るなど,社内マニュアルを基本とし,適切な管理に努めます。



3. 実施内容

防災業務計画に基づく対応

「緊急事態応急対策の実施状況に係わる報告」における「冷温停止の維持に必要な設備」、及び「保安規定遵守に係わる設備」を対象として原子炉施設の損傷状態把握を確実に実施し、緊急事態応急対策により仮設設備で復旧した設備について、本設設備への復旧を実施し、計画的に仮設設備の依存度を下げるよう取り組みます。

原子力安全委員会からの意見を踏まえた指示文書への対応

緊急事態解除宣言時に原子力安全委員会から意見として出された4項目 1を踏まえたNISA指示文書 2について、確実に取り組みます。

- 1:(1)福島第二原子力発電所の一部の設備については、仮設設備となっており、これらの設備について適切に維持管理を行うこと。また、計画的に仮設設備の依存度を下げること。
- (2) 残留熱除去系の一部等の安全設備が復旧していないことから、それらが復旧するまでの間、状況に応じて 適切な管理を行うこと。また、自然災害等に備えて、更なる安全確保に万全を期すこと。
- (3)作業員の安全を含め安全管理に徹底を期すこと。
- (4)冷温停止にいたるまでに、通常時と異なる圧力・温度等の履歴があったことを踏まえ、施設に対するこれらの 影響を検討すること。
- 2:平成24年1月11日発出「東京電力福島第二原子力発電所に係る今後の適切な管理等について」

復旧計画に従い、適切な管理を実施することにより、プラントの冷温停止の 維持に係わる設備等について、さらなる信頼性向上に努めてまいります。

その他

炉内に装荷されている燃料については,燃料取り出しに必要な設備の健全性評価を行い,仮設設備の本設設備化完了を含め,準備が整った時点で使用済燃料プールへ移動します。

震災による影響に関し,知見拡充を目的に,4号機を代表号機とし燃料取り出し後,炉内 構造物,燃料,制御棒の点検を実施します。